

## 合同会社健心身体拘束適正化検討委員会設置規程

### 1 設置の目的

介護保険制度においては、身体拘束は原則として禁止されており、身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、拘束される利用者の QOL(生活の質)を根本から損なう危険性があります。利用者の人権を保障しつつケアを行うという基本姿勢に立ち「身体拘束ゼロ」を目指して取り組むことを目的とする。

### 2 委員会の検討、調整事項

- (1)生活状態の把握と分析に関する事。
- (2)代替的な方法の検討に関する事。
- (3)緊急やむを得ない場合の対応に関する事。
- (4)身体拘束を必要としない状態の実現に関する事。
- (5)設備・生活環境の整備に関する事。

### 3 委員会の構成

委員会の構成は、次の職にあるもので構成する。

- (1)管理者
- (2)サービス担当責任者
- (3)その他必要と思われる職にある者を加えることができる。

### 4 委員会の議長

- (1)委員会の議長は、管理者が行う。
- (2)議長が出席できない場合は、あらかじめ議長が指名した委員が代行する。

### 5 委員会の開催

委員会の開催は、定例委員会及び臨時委員会とする。

- (1)定例委員会は、原則 3 か月毎に開催するものとする。
- (2)臨時委員会は必要に応じて随時開催するものとする。

### 6 委員会の庶務

委員会の庶務は、管理者が行う。

### 7 その他

この委員会の運営に関し、この規程に定めのない事項について必要な事項が生じた場合は、管理者が別に定める。

(附則)

この規程は、令和 4年 3月22日から施行する。